

京都市国際都市ビジョンに基づく国際交流・多文化共生事業の推進体制について

本市が目指す国際都市像の実現に向け、「京都市国際都市ビジョン」に基づく国際交流・多文化共生事業を機動的に展開していくため、既存の庁内会議と新たに設置した「京都市国際交流・多文化共生審議会」を有機的に連動させるよう、推進体制を構築する。

1 庁内会議

令和3年度以降、既存の庁内会議である「国際化推進会議」（主に庁内の各局区等の長で構成）の名称を「国際交流・多文化共生推進会議」（以下「推進会議」という。）に改め、推進会議と、国際交流・協力、多文化共生部会（以下「各部会」という。）において、全庁横断的に情報共有し、事業の協働に取り組む。

2 国際交流・多文化共生審議会について

国際都市ビジョンの策定に伴い、本市の国際交流・多文化共生施策に関する議論をより効率的に行うため、当室が所管している既存の附属機関である「国際化推進プラン点検委員会」及び「多文化施策審議会」を統合し、令和3年6月、国際交流・多文化共生審議会を設置した。

(1) 役割

ア 本市の国際交流・多文化共生事業の取組状況の報告を行い、有識者や市民公募委員から意見聴取し、庁内へフィードバックすることで、既存の事業や新規事業の参考にする。

イ その年度・時期における旬なテーマ・事業を取り上げ、議論を行う。

ウ おおよそ2年に1度、市に対し提言をいただく（予定）。

(2) 開催時期

第1回：8月実施（令和3年8月5日）

推進会議で共有された当該年度の国際交流・多文化共生施策の情報共有及び意見聴取

⇒ 第1回会議の後に各部会を開催する。

第2回：3月実施（予定）

第1回の審議会委員からの意見への回答と次年度事業の情報共有及び意見聴取

※ 年によっては第3回も実施する可能性あり。

【参考】多文化施策審議会における過去の提言

- H28 ・外国籍市民等に対する差別や偏見のないまちづくりを進めるため、外国籍市民等についての理解を深める取組を充実させること
 - ・外国籍市民等と日本人の交流を深めるための場所や機会を充実させること
- H29 ・多文化・多世代の人たちが交流する機会を広げるとともに、多文化共生の担い手育成に取り組むこと
 - ・国籍や文化的背景の違いを超えて、多文化理解を深められる取組を充実させること
- H30 ・外国籍市民等の個々の事情に配慮して、日本語学習支援をはじめとするコミュニケーション支援の取組を進めること。

3 スケジュール案

（裏面のとおり）

令和3年度

会議		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	次年度
国際交流・多文化共生推進会議			令和3年度の国際交流・多文化共生事業等の全庁共有											
国際交流・多文化共生推進会議各部会						・審議会からの提案報告 ・令和4年度の事業展開に向けた意見交換	事業への反映，次年度事業化の検討				・令和4年度の予算要求状況等の報告(会議は実施せず，資料のみ部会構成員に共有)			
審議会	通常会議					・令和3年度の国際交流・多文化共生事業等の報告 ・事業への意見聴取							・令和4年度予算要求事業等の報告 ・事業への意見聴取	
	テーマ会議							テーマに関する議論					テーマに関する議論	

令和4年度

会議		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	次年度
国際交流・多文化共生推進会議			令和4年度の国際交流・多文化共生事業等の全庁共有											
国際交流・多文化共生推進会議各部会						・審議会からの提案報告 ・令和5年度の事業展開に向けた意見交換	事業への反映，次年度事業化の検討				・令和5年度の予算要求状況等の報告(資料のみ部会構成員に共有)			
審議会	通常会議					・令和4年度の国際交流・多文化共生事業等の報告 ・事業への意見聴取							・令和5年度予算要求事業等の報告 ・事業への意見聴取 ・報告書作成	
	テーマ会議					テーマに関する議論		提言書の内容協議				市長へ提言 → その後，提言内容について全庁に共有。		

プラン点検委員会時からの推進体制の変更点

- ・部会の時期を見直すことにより，推進会議，部会，審議会をより有機的に連動させ，事業を機動的に動かせる体制へ。
- 多文化施策審議会からの推進体制の変更点
- ・審議会が出た情報を部会，推進会議に共有し，全庁横断的に情報共有し，事業の協働に取り組んでいけるような推進体制へ。